

想定質疑と再反論

学長選考記録の透明性確保の要望について

実際の公開文書に基づく検討

新潟大学議事概要・議長説明文 vs 千葉大学議事録

7つの論点における想定反論と再反論

千葉大学比較 / 投票結果公開 / 記録方法 / 議長説明文 / 選考権限 / 実務的論点 / 大学自治

1. 問題の所在

令和7年9月25日 第106回学長選考・監察会議

学内意向投票の結果と異なる候補者が学長候補者に選定

1位候補：882票

>

2位候補：420票

(2倍超の差)

制度上の位置づけ

- ・国立大学法人法第12条：学長選考は「学長選考・監察会議」が行う
- ・意向投票には法的拘束力なし → しかし説明責任から免れることは別問題

核心的問題

公開された「議事概要」「議長説明文」では：

→ 投票結果の具体的数字なし、発言内容は要約・整理のみ

どのような議論を経て結論に至ったか、追跡することが著しく困難

2. 法的枠組み：公文書管理法の観点から

公文書管理法 第1条（目的）

公文書等は

「健全な民主主義の根幹を支える
国民共有の知的資源」

現在及び将来の国民に
説明する責務を全うする

公文書管理法 第4条（文書の作成）

意思決定の過程を

「合理的に跡付け、又は
検証することができる」

よう記録を作成することを求める

学長選考・監察会議の性格（内閣府基準に照らして）

- ① 意思決定を行う会議体：学長候補者の選定という最終的な意思決定権限を持つ
- ② 大学運営上最重要の意思決定：学長は大学の最高責任者
- ③ 国立大学法人法に基づく法定機関：法律に根拠を持つ正式な機関

大学に置き換えれば

教職員・学生が主体的に利用し、検証できる記録が必要

3. 公開された文書の問題点

議事概要の問題点

(1) 投票結果の秘匿

3回の投票について

具体的数字が一切なし

- ・僅差（5対4）か圧倒的多数（8対1）か不明
- ・白票の数も不明

(2) 発言内容の大幅な要約

5時間28分の審議が

わずか14件の箇条書きに圧縮

- ・時系列が示されていない
- ・議論の経緯を跡付けることが困難

(3) 分量の不自然さ

5時間28分 → A4で2ページ強

（千葉大学：1時間→4ページ）

本来9～15ページになるはず

議長説明文の問題点

後付けの説明は代替にならない

批判を受けて2か月後に公開

会議時点で作成された記録でなければ

「跡付け・検証可能性」は担保されない

「詳細に記載」の自己評価

千葉大学の議事録と比較すれば

この自己評価は妥当ではない

検証不能な主張

「熟慮を重ね、5時間を
超える議を尽くし」

→ 検証できる記録がない

議長説明文の自己評価

「審議の透明性の確保、審議内容の積極的な説明を行ってきました」→ 重大な疑問あり

★ Q1-1：千葉大学との比較－状況が異なるのでは？

想定反論

千葉大学は1回の投票で決着したが、新潟大学は3回投票＋追加面談も行った。
審議の複雑さが異なるため、単純比較は適切ではない。

再反論：状況が異なるからこそ、より詳細な記録が必要

1. 3回の投票推移が核心

- ・ 1回目・2回目で2/3に達せず
- ・ 3回目で過半数決着

→ この推移を示す数字がなければ検証不能

2. 追加面談の意味が不明

- ・ 1回目投票後に小野寺氏・染矢氏への追加面談
- ・ 何が確認され、2回目・3回目にどう影響したか

→ 記録から全く追跡できない

3. 記録密度の逆転現象

千葉大学：1時間 → 4ページ（1時間あたり4ページ）

新潟大学：5時間半 → 3ページ（1時間あたり0.55ページ）

審議が長く複雑であれば、記録はより詳細になるはず。現状は逆転している。

「状況が異なる」は透明性を低くする理由にならない

むしろ、複雑な審議こそ詳細な記録が必要である

同等の密度で記録すれば20ページ以上になるはず → 意図的な簡略化

★ Q2-1：投票結果公開は委員への圧力になるのでは？

想定反論

9名という少人数の委員会で具体的な票数を公開すると、特定の委員への推測や圧力につながる恐れがある。

再反論

1. 無記名投票である

議事概要に「無記名投票」と明記
票数公開で誰が誰に投票したか不明

2. 千葉大学は14名で公開

横手8票・山田6票・松原0票・白票0
9名と14名で本質的な違いはない

3. 白票の重要性

議事概要自体が白票に言及
「いずれも支持しない」意思表示

4. 3回の投票推移こそが核心的情報

- ・1回目で何票ずつだったのか？
- ・川端氏除外後の2回目でどう変化？
- ・追加面談後の3回目でどう決着？

審議過程を理解する上で核心的な情報であり、「跡付け・検証」に不可欠

5. 「過半数」だけでは不十分

最終的に「有効投票の過半数の票を得た」とあるが → 5対4の僅差か、7対2の圧倒的多数か、決定の正当性評価は大きく異なる

投票結果の公開は「検証可能性」の中核

千葉大学と同等の完全公開を求める

(各候補者の得票数・白票数 × 3回分)

★ Q3-2 : 「主な意見」への整理は適切な対応では？

想定反論

「主な意見」14件が記載されており審議内容は把握可能。話題ごとに整理することで読みやすくなっている。

再反論

1. 「読みやすさ」と「検証可能性」は別の価値 → 公文書管理法が求めるのは「跡付け・検証可能性」

2. 整理過程での情報の喪失

喪失された情報	新潟大学の現状	千葉大学の記録
時系列	どの意見がいつ出されたか不明	個々の発言が○で区別・順序保持
反論・応答	議論のダイナミクスが消えている	「今の意見については～避けるべき」等
議論の比重	各論点にどの程度時間を割いたか不明	発言量から議論の深さが推測可能

3. 恣意性の問題：5時間半の議論から14件を「主な意見」として選ぶ過程に作成者の判断が介在

「整理」の名のもとに失われる情報がある

時系列での発言記録（千葉大学方式）こそが検証可能性を担保する

意向投票尊重派と現体制継続派の意見が両方あるが、どちらが「説得力を持った」かは記録から不明

Q4：議長説明文で追加説明したことは評価されるべきでは？

想定反論

学内からの意見・説明要請を受けて、2か月後に議長説明文を公開し、審議過程の説明に努めた。

再反論：追加的説明努力は認めるが不十分

1. 後付けの説明は議事記録の代替にならない

- ・議長説明文は会議から2か月後に作成
- ・公文書管理法の「跡付け・検証可能性」は会議時点の記録で担保されるべき
- ・事後的「説明」は会議時点の認識と異なりうる

2. 検証不能な主張

議長説明文の主張：

「各委員がそれぞれの考えに基づき熟慮を重ね、
5時間を超える議を尽くし」

→ この主張を検証できる記録がない

3. 議事概要＋議長説明文でも補完できない情報

- ・投票結果の具体的数字（3回分）
- ・発言の時系列
- ・議論のやり取り

→ これらは事後的に正確に再現することが困難であり、本来は最初から詳細な議事録を作成すべきであった

「説明」と「記録」は異なる

議長説明文は議長の立場からの解釈であり、会議の記録ではない

議事概要で「詳細に記載」という自己評価は、千葉大学議事録と比較すれば妥当ではない

★ Q5-1：意向投票に法的拘束力はない－覆すこと自体は正当では？

想定反論

国立大学法人法は学長選考権限を学長選考・監察会議に与えている。意向投票に拘束されないことは制度設計上の前提であり、議長説明文も「意向投票の結果のみで決定するものではなく」と明言している。

再反論：本要望は覆したこと自体を批判していない

1. 制度上ありうることは認める

本要望書は「こうした決定がなされること自体は、制度上ありうることである」と明記している

2. 問うているのは説明責任

意向投票に拘束されないことと、
説明責任から免れることは別問題である

3. 議長説明文自身の認識との整合性

「意向投票の結果に対する重みを十分に認識した上で」と述べている → その「認識」が審議にどう反映されたか検証できる記録が必要

4. 千葉大学の議事録が参照点

千葉大学も意向聴取と異なる候補者を選出したが、詳細な議事録を公開した → これが「説明責任の具体的水準」

「選考権限」と「説明責任」を峻別せよ

意向投票結果を覆す権限があることと、
その決定過程を説明する責任があることは両立する

882票対420票の圧倒的差を覆したからこそ、より強い説明責任がある

Q6：実務的・制度的質疑への対応

Q6-1：詳細な記録は委員の発言萎縮を招くのでは

再反論

- ・ 千葉大学：詳細議事録でも委員は率直に意見（他委員の発言を批判する意見も記録）
- ・ 匿名化による保護で萎縮効果は限定的
- ・ 学内民意を覆した以上、
委員の快適さより説明責任が優先

Q6-2：他大学でも同様の決定例があるのでは

再反論

- ・ 批判対象は「決定」ではなく「記録の不備」
- ・ 千葉大学が同種事案で詳細議事録を公開
→ これが先例となった
- ・ 他大学も不十分ならば、それは
「どの大学も不十分」ということにすぎない

Q6-3：今から詳細な議事録を作成することは不可能では

再反論：公開可能な情報は存在する

録音の存在確認

あれば詳細記録作成可能

投票結果の数字

3回分は記録されているはず、直ちに公開可能

今後の制度改善

録音・詳細議事録作成の制度化を求める

実務的困難は理由にならない

千葉大学が実現していることは、新潟大学でも実現可能

今回は少なくとも投票結果（3回分の得票数・白票数）の公開を求める

★ Q7-1：この要望は学長選考への政治的介入ではないか

想定反論

組合がこのような要望を出すことは、学長選考という人事への政治的介入であり、学長選考・監察会議の独立性を脅かす。

再反論：本要望は大学自治を強化するもの

1. 人事への介入ではない

選考結果の変更を求めている
求めているのは記録の公開と手続きの透明性

2. 事後的な検証要求

決定は既になされている
将来の検証のための記録公開を求めている

3. 公文書管理法に基づく要望

「現在及び将来の国民に説明する責務」
大学では教職員・学生が「国民」に相当

4. 大学自治の本質

大学自治 = 構成員による自治
最重要決定を検証できなければ自治は形骸化

透明性の要求は大学自治を強化するものであり、脅かすものではない

構成員が意思決定過程を検証できてこそ、自治は機能する

「介入」ではなく「説明責任の履行要求」

決定前の介入 ≠ 決定後の説明責任要求

透明性なき自治は、自治ではなく閉鎖的な権力行使にすぎない

まとめ：再反論の核心

1. 千葉大学が示した水準

同種の会議体・同種の事案（意向聴取結果と異なる選出）において：

- ・投票結果の完全公開（8票・6票・0票・白票0）
- ・個々の発言の時系列記録
- ・議論のやり取り（反論・応答含む）

→これが「跡付け・検証可能性」の具体的水準。新潟大学がこれを下回る合理的理由はない。

2. 投票結果の公開の必要性

3回の投票が行われ、各回の推移こそが審議過程の核心：

- ・各回で各候補者が何票を得たか
- ・白票はあったか
- ・追加面談の前後で票はどう動いたか

→これらなしに「5時間を超える議を尽くし」の主張を検証することは不可能

3. 両論併記では不十分

議事概要に両方の意見が記載されていることと、それらが十分に議論されたことは異なる

- ・議論の推移
- ・反論のやり取り
- ・最終的な論理展開

→これらが記録されていなければ「跡付け・検証」は不可能

すべての反論に対し、千葉大学の事例が最も有効な再反論となる

「同種の事案で、他大学が実現していること」を求めているにすぎない

要望の再確認

1

3回の投票における各候補者の得票数・白票数の公開

・1回目投票（3名）→2回目投票（2名、川端氏除外後）→3回目投票（追加面談後）
→審議過程の核心部分。直ちに公開可能な情報のはず。

2

会議録音が存在する場合、詳細な議事録の作成・公開

・録音の存在確認を求める
→存在すれば、千葉大学方式の詳細議事録作成は可能

3

今後の学長選考・監察会議における制度改善

・会議の録音 ・詳細な議事録の作成 ・投票結果の完全公開
→今回を教訓として、恒久的な制度改善を求める

公文書管理法の趣旨に基づき、「跡付け・検証可能」な記録を

学長選考は大学運営上最も重要な意思決定であり、最高水準の透明性が求められる